

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

四国（香川）厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成20年9月から21年8月までは15万円、同年9月及び同年10月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から21年11月20日まで
② 平成20年12月30日

A社に勤務していた期間の年金記録を確認したところ、申立期間①に係る標準報酬月額が同社から控除されていた厚生年金保険料額に基づく同月額より低く記録されている。

また、申立期間②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年9月から21年8月までは15万円、同年9月及び同年10月は14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れず不明であるが、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与支払明細書（賞与）及び当該賞与額が確認できる預金通帳の写しにより、申立人は、A社から、平成20年12月30日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、給与支払明細書（賞与）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案1169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで
昭和34年4月にA社（社員養成所）に入社し、38年6月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

申立期間はA社B支店から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間が生じるはずがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「当時の関連資料が現存していないため正確なところは確認できないが、当時から弊社の定期異動は3月1日付けで行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、同社B支店から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで
昭和34年4月にA社（社員養成所）に入社し、平成16年1月に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

申立期間はA社B支店から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険の空白期間が生じるはずがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社への照会結果並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「当時の関連資料が現存していないため正確なところは確認できないが、当時から弊社の定期異動は3月1日付けで行っているため、申立人の異動日も昭和36年3月1日であったと推測される。」と回答しているところ、当時の同僚も、同社B支店から同社C支店に異動したのは昭和36年3月1日付けであった旨供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が昭和36年3月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1163（四国（香川）厚生年金事案 1104 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月2日から29年1月5日まで

申立期間について、A工務店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。今回、新たな情報及び証人が見付かったので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述などから、申立人が、申立期間においてA工務店の工事現場において勤務していたことがうかがえるものの、i) 複数の同僚の供述からは、申立人が申立期間において同工務店の従業員であったことが確認できない上、申立人と一緒に同工務店に勤務し、同様の仕事をしていたとする申立人の兄弟及び申立人が同僚として名前を挙げた者は、同工務店における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないこと、ii) 申立人は、昭和25年7月に同工務店の経理担当者から社会保険と日雇労働者健康保険のどちらかを選ぶよう求められた際、社会保険を選んだ記憶があると主張しているところ、日雇労働者健康保険法の施行日は28年11月1日（同法の保険給付及び保険料に関する規定の施行日は昭和29年1月15日）であること、及び同工務店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、29年1月5日に厚生年金保険の被保険者となっていることから判断すると、同法施行後に、申立人が社会保険を選択したと考えるのが自然であること、iii) 同僚から、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得られない上、同工務店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が確認できず、同工務店の経理担当者として申立人及び複数の同僚が名前を挙げた者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務

実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iv) 申立人は、26年に工作中的怪我によりB病院（現在は、C市立B病院）に入院した際、健康保険被保険者証を使用したと主張しているところ、申立人が同院で同被保険者証を使用したことが確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、i) 工作中に怪我をしてB病院に入院したのは昭和25年7月2日であり、その際、健康保険被保険者証を使用したことを記憶している上、怪我をしたときに同院へ連れて行ってくれた兄は28年に死亡しているため、A工務店における厚生年金保険の被保険者資格取得日が29年1月5日であるとは考えられないこと、ii) B病院を退院した後の25年9月頃から、D病院にギプスの付け替えなどで通院し、また、申立期間当時、怪我とは別に風邪などでE医院（現在は、F医院）に何度か通院したが、両院において健康保険被保険者証を使用したことを記憶していること、iii) 同工務店で一緒に働いており、怪我をした当時のことをよく知る知人が見付かったので、当該知人が証言してくれることを主張している。

しかしながら、C市立B病院、D病院及びF医院のいずれにおいても申立期間当時の診療録が残っていない上、申立人が、A工務店で一緒に働き、工作中に怪我をしたことをよく知る知人として名前を挙げた者は、「申立人が怪我をして入院したことは記憶にあるが、怪我をした時期、病院の名前、使用した保険証の種類などの詳しいことは覚えていない。」と供述していることから、申立人が申立期間において健康保険被保険者証を使用したことが確認できない。

また、申立人は、前述の知人と昭和25年4月から同年12月末頃までA工務店の工事現場で一緒に働いていたと主張しているところ、当該知人は、「申立人と一緒に働いていたことは記憶にあるが、その期間は覚えていない。申立人が同工務店の従業員であったか否かについては知らない。同工務店における厚生年金保険の取扱いについては、何も聞いたことがないので、知らない。」と供述しており、申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 2 日から同年 5 月 16 日まで

A社に、平成 17 年 4 月 2 日から勤務しているが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同年 5 月 16 日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された申立人に係るタイムカードイメージリストから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された平成 17 年賃金台帳一覧によると、同年 4 月 25 日及び同年 5 月 25 日に申立人に支払われた給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年 6 月 24 日に支払われた給与から保険料が控除されていることが確認できるところ、同社は、保険料の控除方法については翌月控除であると回答していることから、同年 6 月 24 日に支払われた給与から控除された保険料は、同年 5 月の保険料であり、申立期間に係る同年 4 月の保険料は控除されていないものと考えられる。

また、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表によると、平成 17 年 4 月から同年 12 月までの各月に、給与の名目で申立人の口座に振り込まれた金額は、上記賃金台帳一覧から算出される給与の差引支給額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えもないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後3年以内において、被保険者資格を喪失している女性で脱退手当金の受給資格を有する者11人のオンライン記録における脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む7人に支給記録が確認でき、そのうち4人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた3人のうち1人は、「脱退手当金は、会社に手続を依頼した。」旨の回答をしていること、及び残りの2人は自身で脱退手当金を請求した記憶が無いことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性を否定することはできない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 6 月 1 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人から提出された申立期間当時の給料振込が確認できる預金通帳の記載から、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同じく昭和 60 年 4 月に A 社に入社したとする二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人同様、同年 6 月 1 日となっており、59 年から 61 年までの期間において同社で同被保険者資格を取得している者の中には、入社と同時に同被保険者となっていない者が複数確認できる。

また、申立期間当時の A 社代表取締役は、「厚生年金保険には入社と同時に加入させない従業員がおり、入社年度や人により取扱いは異なっていたと思うが、同社は、既に閉鎖解散しており、資料は全て廃棄処理され、関係者も死亡や連絡先不明で、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、保険料控除等の事実が確認できる資料として、申立期間当時の給与振込額が記載された預金通帳を提出しているところ、同僚の給与明細書によると、支給額には基本給に数種類の諸手当が加算されているが、

申立人については、支給額の詳細が不明であることから、当該通帳に記載された振込額により、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 23 日から 56 年 2 月 1 日まで
② 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで

昭和 47 年 6 月 1 日から平成 12 年 1 月末まで、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じており、申立期間②については、報酬に基づく厚生年金保険料を支払っていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額よりも低額となっているため、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、A社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 47 年 6 月 1 日に資格取得、51 年 4 月 23 日に資格喪失、同年 4 月 27 日に同被保険者証が返納されていることが確認できること、ii) 申立事業所に係る夫の同被保険者原票の被扶養者氏名欄において、申立人の氏名が記載され、扶養開始年月日が同年 4 月 26 日と記録されていること、iii) 申立事業所に係る夫の同被保険者原票の現金給付記録欄において、54 年*月*日の三女出産に係る配偶者分娩費及び育児手当金が同年 6 月 7 日に処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立事業所の事務担当者であった者は、「家族経営の会社だったので、申立期間当時、親族については、ほかの従業員とは異なる取り扱いをしていた。配偶者の被扶養者となっていた期間であり、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間のうち、平成11年1月から同年3月までの賃金台帳を所持しているものの、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない上、同年4月から12年1月までについては、賃金台帳を所持していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立事業所の事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び同被保険者標準報酬決定通知書により、オンライン記録どおりの届出が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立事業所の登記簿謄本から、申立人が申立期間において代表取締役就任していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が事業主であったことが確認できる上、上記の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び同被保険者標準報酬決定通知書によると、事業主氏名に申立人が確認できるとともに事

業主印が押されているところ、i) 申立人自身が、「社会保険及び給与計算に係る事務の管理を行っていた。」と供述していること、ii) 複数の同僚も申立人の当該供述を裏付ける供述をしていること、iii) 当該事業所に係る滞納処分票（写し）等から、申立人が社会保険料の滞納整理に関与していることが確認できることから、申立期間②当時、申立人が事業主として社会保険及び給与計算に係る事務に関与しており、標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあったものと認められる。

以上のことから、仮に申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年11月1日まで

昭和23年4月にA病院にB職として就職し、61年に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管するC社職員履歴書・身上書及び履歴（人事記録）から、申立期間のうち、少なくとも昭和23年4月5日からは、申立人が同病院にB職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の病院長、医長、薬局長及び看護師長を含む144人が、申立人と同日である昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同病院の事業主は、疾病の治療、助産その他医療の事業に使用される者に強制適用被保険者の範囲が拡大された厚生年金保険法の改正（昭和28年法律第117号）の施行を受けて、B職であった申立人を含めた医療業務従事者について、同年11月1日付けで、まとめて同被保険者資格取得届を提出したと推認できる。

また、申立期間当時にA病院で社会保険事務を担当していた者は、「法律が変わってからは全員が加入しているが、それより前は任意加入であり、私も任意の頃は加入していない。昭和28年11月以前は、D職やB職等の医療従事者は、保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、所在が判明した同僚37人を含む43人に対して文書照会を行い、32人から回答が得られたが、多数の者が資格取得年月日以前

から勤務していたと供述しているところ、E職として勤務していたとする複数の者が「A病院就職時は社会保険制度がなく、法律改正により、昭和28年11月1日から加入することになった。」「一般職員は入社時から加入していたとも聞いている。」旨の供述をしている。

加えて、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人に係る同被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。